

◎新潟県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 新潟都市計画下水道

名称 新潟市船見公共下水道

新潟市中部公共下水道

新潟市白根公共下水道

新潟市東部公共下水道

新潟市西部公共下水道

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課